

◎新潟県告示第412号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者である佐渡市の長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

海岸の名称			指定区域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	
佐渡沿岸	沢根漁港海岸	佐和田海岸 窪田・諏訪町・本町地区海岸	平成31年3月1日新潟県告示第203号をもって海岸保全区域として指定した佐渡市沢根炭屋町地区の海岸保全区域のうち、沢根漁港区域に接する地区